



株式会社設立後の登録証の種類

会社設立登記や他に登録の必要な一連の手続きを経て、官庁関連では以下の登録証を得ます。

B.O.I. 認可企業や外国企業は、他にそれらの登録証が加わります。

■ 商務省登録事項

1. 基本定款 (Memorandum of company ; ポリコン ソンティ) 様式 ポーオージョー 2、社名、所在地、目的、有限責任、資本金、株式、発起人
2. 営業目的 (Objective of business of company ; ワトゥバソン) 様式 ポー
3. 会社営業許可書 (Company commercial registration ; パイ サムカン サデン ガンジョット タビヤーン) 様式 ポーコー
4. 会社登記証明書 (Company registration certificate ; ナンスーラブロン)
5. 定款 (Articles of company ; コーバンカップ)
6. 株主名簿 (Shareholders list ; バンチー ライチュー プー トゥ フン) 様式 ポーオージョー 5
7. 社印登録書 (Company seal registration certificate ; ラブロン ドゥアン トラー) 様式 ポーオージョー 3

■ 税務局登録事項

1. 法人税登録番号 (Company tax code ; レーク パッチャム ドゥア プー シア パシー コン ポリサット) 商務省会社登録番号と同一
2. VAT 登録 (VAT registration certificate ; パシー ムラカー パーム) 様式 ポーポー-01, 20, 09、年間の売上高が 180 万バーツ以下の場合には登録不要

■ 労働・厚生省登録事項

1. 社会保険基金証 (Social Insurance Fund ; ゴーン トウン パカン ソムコム)
2. 労災保険基金証 (Compensation Fund ; ゴーン トウン ガン トット テーン) 様式 コートー39
3. 就業規則 (10 名以上の雇用者のいる企業)

■ その他業種に応じ、各種許可を申請し、ライセンスを得る

1. 工場操業許可
2. 税関カード
3. 飲食業、人材斡旋業、旅行業など
(備考) 株券の発行、株主帳簿の作成